

再生可能性資源の利用に関する国内規制の分析

—漁業資源に対する国際的規制の可能性を考慮して

柴田 孝*

本研究の目的は国際的共有資源の利用に対して外的に規制ルールが与えられている状況において各生産者のとる行動を示すことにある。

日本は有数の漁業国として自国沿岸のみならず船団を組み遠洋漁業にも進出し生産高を増大させてきた。また近年東アジアにおける生産量も同様に成長してきており、実際に東アジア地区におけるかつお・まぐろ類資源の水揚げは増加傾向にある。増加する資源利用に対して資源量の減少も十分懸念される事態となっていることから、1982年に成立した国連海洋法では持続的な資源利用を実行するための資源管理体制を構築することを求めている。しかしながら鯨類資源やまぐろ類資源のように高い移動性をもち1国のみによる管理になじまず、しかも高い収益性をもつ資源の管理については十分に成功してきたとは言いきれない。このような現状を受けて資源保護について沿岸国の自主的な管理に委ねるのではなく、国際的な機関による議決という形をとり規制する動きがある。実際に鯨類資源について、国連・人間環境会議において商業捕鯨のモラトリアムが採択され、以降商業捕鯨は再開されていない。ここで問題となるのは、規制の目的が減少する資源を保護する点だけではなく、環境資源から得る効用を認め資源の非利用価値（ホエールウォッチングなどがその具体例である）に基づいた目標資源量を達成するための付加的な規制要因が存在する点である。包括的な商業利用が禁止されている鯨類資源の中でも、いくつかの種類では商業捕鯨を再開することが可能な水準まで資源量が回復しているとの報告もあるが、いまだに再開は認められていない。これは資源の非利用的価値に基づく規制の一例とみなしてもよいであろう。最近の研究でも資源の非利用的価値を要求する国が存在している状況において、資源の利用枠組みがどのように定まるのかを協力ゲーム的アプローチから分析した研究がある。しかし規制が行われているもとの漁業国の反応について分析した研究は少ない。（Ferrara and Missios (1998) *Ecological Econ.*, Mazzanti (2001) *J.Env.Plan.Man.*）本研究はその方向での1歩と考えている。

このような規制というものは実施にあたり事前にアナウンスされることから予見可能である。規制が予見可能である場合に、各漁業国が規制に対してどのように反応するかを観察する。具体的には自国と外国の2国が再生性をもつ1資源の利用について競争する2期間モデルをもちいて規制が導入された場合の各国の行動を観察する。予測される規制の水準および規制の方法に応じて、資源利用水準の決定に見られる動学的効果と、規制実施時における利用割当に見られる静学的効果を示す。同時に地域的漁業管理体制としての協力的交渉における帰結との比較を行い協定締結への誘因の存在を明らかにする。

*神戸大学大学院経済学研究科博士課程後期課程